

団体貸出利用上の注意事項

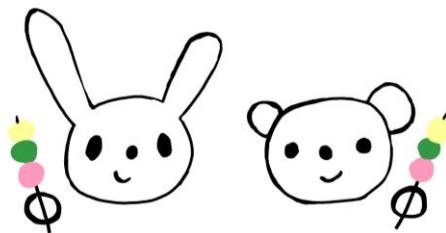
- ① 同じタイトルの資料を複数借りることはできません。
- ② リクエストや予約はできません。
- ③ 各家庭への貸出はできません。
- ④ 団体利用カードでの個人的な資料の貸出はご遠慮ください。
- ⑤ 団体貸出は、毎年3月末で整理をするため、年度末には資料を返却してください。

資料や貸出カード等を紛失、破損、汚損したとき

- ① 資料を破損・汚損した場合は、補修せずに、中央図書館4階総合案内でその旨を伝えてください（交流館窓口は不可）。
- ② 資料を紛失した場合は、まず、中央図書館の団体貸出担当者に電話で連絡をしてください。届出やその後の対応等についてお伝えします。
*資料の扱いについて子どもたちに指導し、適切に管理された上での破損・汚損・紛失だと館長が認めた場合は、弁償対象になりません。
- ③ 団体貸出利用カードを紛失した場合は、再発行をします。中央図書館の団体貸出担当者に、電話で連絡をしてください。

【問合せ先】

豊田中央図書館 電話 32-0717 FAX 32-4343 担当：中村



よみりん かたるん